**嘉手納町観光情報発信事業**

**観光プロモーションビデオ制作業務**

**企画提案型公募仕様書**

　本仕様書は、嘉手納町（以下「本町」という）が受託事業者に委託する本事業に関する仕様を示すものとする。

1. 件名　嘉手納町観光情報発信事業

　観光プロモーションビデオ制作業務（以下「本事業」とする。）

1. 目的

　本町には魅力ある観光資源が存在しているが、情報発信力に課題を抱えており、観光客の認知度が低く、資源までたどり着くことが困難な現状がある。

　　また平成27年度の県観光客数は過去最高の776万人を超え、うち外国人観光客については前年比68％の増となっている。観光客の誘客促進は産業の振興に大きな影響を及ぼす可能性があり、多言語対応など外国人へ向けた情報発信を強化する必要性がある。

　　そこで、大型ビジョンによる観光情報を発信し、観光資源への誘客・誘導表示やイベント開催情報、特産品情報の発信を効果的に実施するための映像を作成する。

1. 業務内容：観光プロモーションビデオの制作に係る業務
2. 契約期間：契約締結日～平成29年3月17日(金)
3. 金額

委託費：487万円（消費税及び地方消費税を含む）以内

1. 履行場所：嘉手納町地内
2. 映像制作

(1)内容

映像は１年を通して本町で体験できるアクティビティーや平和学習、各種イベントを盛り込んだ内容とする。本事業の目的に沿い、本町に存在する観光資源までの誘導表示等が視聴者へ十分に伝わるような内容とし、かつ基本情報を紹介する動画として長期使用できる内容とすること。

作成いただく内容や本数は、下記の通りとすること。

1. 【観光資源への誘導映像について】

ア．プロモーションビデオの構成については、嘉手納町紹介VTRを入れる事。

また「自然体験」「平和学習と観光ガイド」「中心商店街」の3カテゴリー

に関する内容をそれぞれ１本ずつ作成する。

※「自然体験」はカヤック体験を含むものとすること。

「平和学習と観光ガイド」は道の駅かでなを主体とすること。

「中心商店街」は、新町通りへの誘客を図る目的で作成すること。

ア．映像の所要時間はそれぞれ約１分程度とする。

1. 原則セリフは不要とする。

ウ. それぞれ必要に応じて説明・案内表示を行うこと。

1. 【観光イベント告知映像について】

ア．本町で開催されている各種イベントの内容・開催場所告知を目的とする。

イ．映像は既存のVTRを編集し作成するものとする。

※ただし、必要に応じて撮影依頼する可能性あり。

ウ．映像の所要時間はそれぞれ約20秒程度とする。

エ．「嘉手納町ハーリー大会」「嘉手納町エイサーまつり」「野國總管まつり」

の3本とする。

※各種イベントの映像については町よりデータを提供する。

（2）活用シーン

制作されたコンテンツは、本町地内に整備するビジョンにて放映する他、

本町のプロモーション活動など多岐にわたり幅広く活用するものとする。

（3）撮影方法等

（ア）企画、撮影許可申請、出演者との調整、撮影、編集など本事業に係る

作業の全てを行うこと。

　　　　　 （イ）撮影当日の天候が不良である場合は、本町と協議の上、撮影を延期

　　　　　　　　 することとし、当該延期に係る費用は無償とすること。

　　　　　 （ウ）撮影場所は嘉手納町地内のみで行うこと。

（4）その他

①Youtubeへアップすることを想定とした、動画のSEO対策に必要なデータ

を作成すること。

②各シーンに、場所などのキャプションを日本語・英語で入れること。

③地域の特性や映像の内容にあった音楽を使用すること。ただし音楽は

　オリジナルかフリー音源を使用し、著作権法上問題の発生しないもの

とする。

④映像のアスペクト比を16：9の近似値で、フルHD方式以上による撮影を基

本とする。映像圧縮は最低限に留め、高画質な映像を確保する。

⑤大型ビジョンの対応拡張子は以下のとおり。

・静止画→JPG、JPEG、BMP、GIF、PNG  
・動画形式：MPEG-2、 H.264  
　動画拡張子：mpg, m2t, m2p, m2ts, mts  
・テロップ：TXT、RSS  
・オーディオ：wav, mp3  
・HTML：html, htm，asp（HTML５対応）

8.成果品納入

(1）映像

①フルHD画質またはそれ以上の画質のマスターデータ　2点

②作成したプロモーションビデオDVD　5枚

※ジャケット作成や盤面印刷を行い、個々にケースに入れること。

③再生に最適なサイズ・フォーマットにしたデータ　1点

④撮影した映像素材　1点

⑤動画内キャプションのテキストデータ　1点

(2）実施報告書　1部

(3）その他、本事業に付随する資料で本町から求められたもの

9.実施報告書

(1）本事業受託者は、委託業務実施報告書（様式任意）を作成し、報告・提出するこ

と。また業務実施後において、本町より追加で質問や資料の提出依頼があれば、

直ちに報告・提出すること。

(2）本事業にかかった費用内訳および支払いを証明する証憑書類を提出すること。

10.業務上の留意点

(1)本事業に当たりリースされた機材などについては、細心の注意を払って取り扱うも

のとする。重大な過失による破損は、自己責任において弁償しなければならない。

(2)本事業における企画提案をする企業はコンソーシアムを組んで応募することも可

能とする。

(3)本事業は全て一括で委託するものとし、各業務での委託は行わない。

(4)本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の契約

の仕様書と異なる場合がある。

(5)本仕様書記載の業務内容については、実施段階において予算や諸事情によって変更

することがある。

11.著作権・特許等

(1)受託者は、納入物のうち本事業の実施に伴い新たに作成したものについて、著作権法（昭和45年法律第48号）第2章第3節第2款に規定する権利（以下「著作者格権」という。）を有する場合においてもこれを行使しないものとする。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(2)（1）の規定は、受託者の従業員、再委託した場合の再委託先又はそれらの従業員に著作者人格権が帰属する場合にも適用する。

(3)（1）及び（2）の規定については、委託者が必要と判断する限りにおいて、この契約終了後も継続する。

(4)受託者は、納入物に係る著作権法第2章第3節第3款に規定する権利（以下「著作権」という。）を、委託者に無償で譲渡するものとする。ただし、納入物に使用又は包括されている著作物で受託者がこの契約締結以前から有していたか、又は受託者が本委託業務以外の目的で作成した汎用性のある著作物に関する著作権は、受託者に留保され、その使用権、改変権を委託者に許諾するものとし、委託者は、これを本委託業務の納入物の運用その他の利用のために必要な範囲で使用、改変できるものとする。また、納入物に使用又は包括されている著作物で第三者が著作権を有する著作物の著作権は、当該第三者に留保され、かかる著作物に使用許諾条件が定められている場合は、委託者はその条件の適用につき協議に応ずるものとする。

(5)（4）は、著作権法第27条及び第28条に規定する権利の譲渡も含む。

(6)納入物に関し、第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、委託者の帰責事由による場合を除き、受託者の責任と費用を持って処理するものとする。

12.情報管理

個人情報に関する法律、条例等の規定を遵守するとともに、細心の注意をもって情報の管理にあたるものとし、契約書に別記する「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

13．秘密の保持

受託者は、委託者から秘密とされた事項及び本仕様に関して知り得た委託者の秘密を、第三者に漏らしてはならない。

本条の規定は、本仕様に基づく手続き終了後も有効に持続する。

14.瑕疵担保責任

納品後から1年間は瑕疵や不具合について無償で修正し、又はこれを取り替える責任

を負うこと。

15. その他注意事項

(1)本事業の遂行に当たっては、町条例及び規則、関係法令を遵守すること。

(2)事故発生時には、本町に速やかに報告すること。

(3)本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度本町と協議のうえ処理すること。

(4)本委託業務の実施にあたり、仕様書に定める事項及び仕様書に定められた事項以

外に疑義が生じた場合は、本町と協議し本町の指示に従うこととする。